

各種スポーツ大会遠征費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）に基づき、苫小牧市小学生児童、苫小牧市中学生及び苫小牧市に在学する高等学校生・高等専門学校生・大学生（短期大学生及び大学院生を含む）のスポーツ振興を目的とした競技会の出場に必要な経費の一部に対し、各種スポーツ大会遠征費補助金（以下「補助金」という）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付対象は、競技会出場に係る経費に対し補助する。

(交付額)

第3条 交付額は、別に定める遠征費補助基準のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、遠征出発日の2週間前までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（団体の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 補助事業等の名称

(3) 交付を受けようとする補助金の額

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 大会要項

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、通知する。

(交付申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(交付決定額の範囲)

第7条 市長は、第4条の交付申請書に基づき補助金の交付決定をしようとするときは、予算の範囲内で行うものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更に係る申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の額又は補助事業の内容を変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助団体に対し、その旨を通知する。

(軽微な変更の範囲)

第9条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 補助対象経費の10分の2に相当する金額以内の変更の場合

(2) 補助金の増額を伴わない事業計画の細部を変更する場合

(実績報告)

第10条 補助団体は、大会終了後1ヶ月以内に、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 大会成績報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、交付確定通知書により、申請者に対し、確定した補助金の額を通知する。

(是正のための措置)

第12条 市長は、第10条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助団体に対して命ずる事ができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の時期)

第13条 補助金は、第11条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付（以下「概算払」という。）することができる。

(補助金の精算)

第14条 市長は、前条の規定により概算払を行ったときは、補助金の額の確定後、申請者に対し、交付した補助金の精算を行わなければならない。

(交付の請求)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提

出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 前条の規定において、市長は、当該取消しの部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。なお、補助金の額の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときも、同様とする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第18条 補助団体は、前条の規定により補助金等の返還を命じられたときは、当該補助金が補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

- 2 申請者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を超過した場合は、この限りではない。

- (1) 重要な動産で市長が定めるもの
- (2) 前号に掲げるものの従物
- (3) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。